近江八幡市人事行政の運営等の状況公告

近江八幡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成22年近江八幡市条例第43号）第6条の規定により、平成22年度における人事行政の運営の状況の概要を公表します。

平成23年10月31日

近江八幡市長　冨士谷　英正

１　採用、退職及び職員数に関する状況

（条例第3条第1号関係）

（1）職員の採用、退職の状況　（単位：人）

職　種	採用者数			退職者数		
	男	女	計	男	女	計
一般行政職	9	1	10	11	3	14
土木技術職	1	0	1	2	0	2
保健師職	0	1	1	0	0	0
社会福祉士職	0	1	1	0	0	0
臨床心理士職	0	1	1	0	0	0
保育士職	0	3	3	0	2	2
幼稚園教諭職	0	6	6	0	4	4
高等・専修学校教諭職	0	0	0	0	1	1
その他教育職	4	4	8	6	0	6
医師職	7	4	11	3	4	7
医療技術員職	2	3	5	0	2	2
看護師職	5	29	34	2	26	28
技能労務職	0	0	0	0	7	7
計	28	53	81	24	49	73

（2）競争試験の状況　（単位：人）

区　分	受験者数			合格者数			競争倍率
	男	女	計	男	女	計	
一般行政職	122	38	160	8	1	9	17.8
土木技術職	4	1	5	1	0	1	5.0
保健師職	0	4	4	0	1	1	4.0
社会福祉士職	0	3	3	0	1	1	3.0
臨床心理士職	1	8	9	0	2	2	4.5
幼稚園教諭職・保育士職	11	44	55	0	9	9	6.1
医療技術員職	26	61	87	2	3	5	17.4
看護師職	5	24	29	5	19	24	1.2
計	169	183	352	16	36	52	6.8

（3）選考採用の状況　　（単位：人）

区　分	採用者数			摘　　要
	男	女	計	
医　師　職	7	4	11	京都府立医科大学等から
その他教育職	4	4	8	滋賀県教育委員会から
計	11	8	19	

（4）部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）　　（単位：人）

部　　門		職員数（人）		対前年	主な増減理由
		平成22年	平成23年	増減数	
一般行政	議　会	6	5	▲ 1	事務の統廃合縮小
	総　務	116	112	▲ 4	事務の統廃合縮小
	税　務	28	29	1	業務増
	民　生	124	133	9	業務増
	衛　生	52	52	0	
	労　働	2	2	0	
	農林水産	20	18	▲ 2	事務の統廃合縮小
	商　工	7	6	▲ 1	事務の統廃合縮小
	土　木	39	36	▲ 3	事務の統廃合縮小
	小計	394	393	▲ 1	
教育	教　育	157	156	▲ 1	事務の統廃合縮小
	小計	157	156	▲ 1	
公営企業等	病　院	489	501	12	欠員補充，業務増
	水　道	17	17	0	
	下 水 道	14	12	▲ 2	事務の統廃合縮小
	その他特会	44	44	0	
	小計	564	574	10	
合　　計		1,115	1,123	8	

（注）平成22年地方公務員定員管理調査における数値を計上しています。職員数は、一般職に属する職員数であり、教育長、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時または非常勤職員を除いています。

（5）職員派遣の状況（平成22年度）

厚生労働省（研修派遣）	1名
滋賀県市町村職員研修センター	1名
滋賀県後期高齢者医療広域連合	1名

２ 給与の状況

（条例第3条第2号関係）

（1） 総 括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口（平成22年度末）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	（参考）平成21年度人件費率
平成22年度	人 80,670	千円 28,349,513	千円 1,457,120	千円 4,812,611	% 17.0	% 18.1

（注）人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

② 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給与費				1人あたり給与費 B／A
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
平成23年度	人 555	千円 2,143,161	千円 412,451	千円 794,975	千円 3,350,587	千円 6,037

（注）1. 職員手当には退職手当は含みません。
2. 給与費は当初予算に計上された額です。

③ ラスパイレス指数の状況（一般行政職）

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
100.3	97.6	97.9	98.0	98.0	99.0	98.9	99.5

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の市職員の給与水準を示す指数です。
なお、当指数については、平成21年度以前は旧近江八幡市の指数を計上しています。

（2） 職員の平均給料月額、初任給等の状況

① 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
近江八幡市	340,600 円	43.3歳	293,000 円	53.3歳
国	327,205 円	42.3	283,862 円	49.5

（注）「平均給料月額」とは、各職種毎の職員の基本給の平均です。

② 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在） （上段：級号給 下段：給料月額）

区 分		近江八幡市		国			
		決定初任給	採用2年経過日給料月額	決定初任給		採用2年経過日給料月額	
一般行政職	上級	1－29 178,800	1－36 190,300	Ⅰ種2-1 185,800	Ⅱ種1-25 172,200	Ⅰ種2-8 198,200	Ⅱ種1-32 184,200
	初級	1－9 144,500	1－16 154,400	Ⅲ種1-5 140,100		Ⅲ種1-12 148,500	
看護師職		2－13 203,900	2－20 214,300				

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	上級	277,430　円	334,650　円	356,838　円
	初級	－　円	278,600　円	337,400　円
看護師職		270,633　円	286,925　円	342,580　円

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。
経験年数区分に対象職員がいない等で平均値がでない場合は省略しています。

（3） 一般行政職の級別職員数の状況

① 一般行政職等の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区　分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務名称	主　事 技　師	主　事 技　師	主　査 主任主事 主任技師	副主幹 係　長	課長補佐	次　長 課　長	理　事 部　長
職員数（人）	24 人	20 人	82 人	87 人	72 人	60 人	9 人
構成比（%）	6.8 %	5.6 %	23.2 %	24.6 %	20.3 %	17.0 %	2.5 %
前年度の構成比（%）	6.1 %	5.2 %	23.4 %	25.9 %	21.5 %	14.3 %	3.6 %

（注）1．近江八幡市の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数です。
2．標準的な職務名称とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

（4） 職員手当の種類とその内容

職員には給料のほかに手当が支給されます。
平成23年4月1日現在における主な手当の制度等は次のとおりです。

	名　称	内　　容
毎月決まって支給されるもの	扶養手当	配偶者　13,000円、その他各　6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子各　5,000円加算
	住居手当	[借家・借間居住者] 月額　12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、11,000円から27,000円 [持ち家居住者]　月額　2,200円
	通勤手当	[交通機関等利用者]　運賃等相当額を支給（6箇月の定期券を基礎とする額により支給） [交通用具使用者]　自動車・バイク等の別及び通勤距離（片道2km以上）に応じて 2,000円～25,500円(月額)
	管理職手当	役職により定額の管理職手当を支給

[行政職]	部長級(理事除く)	80,100 円	課長級(参事)	53,700 円
	部長級(理事)	75,700 円	保育所長・幼稚園長	53,500 円
	次長級	67,500 円	課長補佐級	43,200 円
	課長級(参事除く)	61,900 円		

	名　称	内　　容					
	（管理職手当）	[医療職・医師]	院長・院長代行	131,500 円	部長(課長級)・看護専門学校長	79,800 円	
			副院長	110,000 円			
			部長(次長級)	93,300 円	副部長(課長補佐級)	52,400 円 ～ 49,200 円	
		[医療職・薬剤師・医療技術職]	部長(副院長)	75,100 円	課長級	62,800 円	
			部長(次長級)	70,700 円	課長補佐級	41,800 円	
		[医療職・看護職]	看護部長(副院長)	74,200 円	看護専門学校教務主任(課長補佐級)	42,900 円	
			看護部長(次長級)	65,000 円		円	
			看護副部長(課長級)	57,900 円	看護長(課長補佐級)	40,300 円	
勤務実績に応じて支給されるもの	特殊勤務手　当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についてときに支給される手当 (市全体で28種、全職種に占める手当支給職員の割合　58.4 %(平成22年度) 支給対象職員　1人当たりの平均支給年額 [普通会計　平成22年度決算額]　51,335 円 [病院事業会計　平成22年度決算額]　483,784 円 [支給額の多い手当] 医師研究手当　衛生作業手当　福祉現業手当　教務手当 [多くの職員に支給されている手当] 福祉現業手当　滞納整理手当　変則勤務手当					
	時間外勤務手　当	支給対象職員1人当たりの平均支給年額 [普通会計　平成22年度決算額]　354,706 円 [病院事業会計　平成22年度決算額]　565,067 円					
	その他	宿日直手当					
その他	期末・勤勉手当	民間企業のボーナス、賞与等に相当する手当として年間 3.95か月分を2回に分けて支給。					
	退職手当	区　分	経験年数 20年	25年	35年	最高限度	
		自己都合	23.5 月分	33.5 月分	47.5 月分	59.28 月分	
		定年・勧奨	30.55 月分	41.34 月分	59.28 月分	59.28 月分	
		その他加算措置	定年前早期退職特例措置　2%～20%加算 役職・在職期間に応じて　16,700～41,700円×60月分を加算				

（5） 特別職等の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区　分		給料月額等	期末手当
給料	市　長	840,000 円	6月期　1.45　月分
	副市長	710,000 円	12月期　1.5　月分
	教育長	670,000 円	計　2.95　月分
	区　長	550,000 円	加算措置　有
	病院事業管理者	922,000 円	
報酬	議　長	440,000 円	
	副議長	387,000 円	
	議　員	350,000 円	

3 勤務条件の状況 （条例第3条第3号関係）

（1） 標準勤務の場合の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時まで

（2） 一般職員の年次有給休暇の取得状況（平成22年中）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
日	日	人	日	%
14,739	3,479	380	9.2	23.6

（3） 育児休業等の取得状況（単位：人）

区　分	介護休業取得者	育児休業取得状況			平成22年度中新たに育児休業が取得可能となった職員の育児休業取得状況			
		育児休業取得者	部分休業取得者	育児短時間勤務取得者	対象者数	取得者数	部分休業	育児短時間勤務
男　性	0	2	0	0	22	2	0	0
女　性	0	81	17	5	32	32	0	0
合　計	0	83	17	5	54	34	0	0

（4） 特別休暇の状況（平成23年4月1日現在）

内　　容	期　　間
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア等社会貢献休暇	1の年において5日の範囲内の期間
結婚休暇	7日の範囲内の期間
産前休暇	出産予定日以前8週目にあたる日から出産の日までの期間
産後休暇	出産日の翌日から8週間以内の期間
保育時間休暇（生後1年未満の子）	1日2回それぞれ30分以内の期間
妻の出産補助休暇	3日の範囲内の期間
子（中学校就学前）の看護のための休暇	1年につき5日の範囲内の期間
介護休暇（短期）	1の年において5日の範囲内の期間
忌引休暇	死亡者の区分に応じ1日から10日の範囲内の期間
父母の追悼のための休暇	1日の範囲内の期間
夏季特別休暇	原則として連続する3日の範囲内の期間
災害による職員の現住の滅失等の休暇	必要と認められる期間
災害又は交通機関の事故等による休暇	必要と認められる期間
災害時における危険回避のための休暇	必要と認められる期間
生理休暇	2日の範囲内で必要と認められる期間
妊娠中の職員の通勤緩和	1日を通じて1時間を超えない範囲の時間
妊産婦の健診休暇	必要と認められる期間
つわり休暇	7日の範囲内で必要と認められる期間

４ 分限及び懲戒処分の状況

（条例第3条第4号関係）

（1） 分限処分者数　　（単位：延べ人）

区　　分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			38		38
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃等により過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0

（2） 懲戒処分者数　　（単位：人）

区　　分	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正（給与不正領得・受験採用虚偽行為等）					0
一般服務違反（信用失墜行為・職専念義務違反等）	1	6			7
一般非行関係（刑法違反等の信用失墜行為等）			1		1
収賄等関係（横領）					0
道路交通法違反（無免許・交通事故）					0
監督責任					0

５ 研修の状況

（条例第3条第5号関係）

（平成22年度職員研修実績）

研 修 区 分	受講者数（延人数）	研 修 内 容
(1)市町村職員研修センター派遣研修	191 名	一般（階層別研修）・専門研修・特別研修 研修指導者養成研修
(2)その他研修機関派遣研修	46 名	全国市町村国際文化研修所・滋賀県建設技術センター・市町村職員中央研修所・市長会主催研修等
(3)新規採用職員研修	27 名	新規採用職員前期研修・障がい福祉体験研修・事前研修
(4)行政課題研修	541 名	看護必要度、管理者研修、メンタルヘルス、人事評価、eーラーニング（情報セキュリティ研修）、男女行動参画
(5)交通安全研修	108 名	交通安全教室、公用車故障等対応研修
(6)人権問題研修	900 名	同和問題、外国籍住民・患者・高齢者・女性・障がい者・子どもの人権
(7)接遇研修	178 名	接遇研修
(8)キャリアアップ研修	1,514 名	院内全体研修（医療安全・個人情報保護・災害研修・院内感染対策・クリニカルパス研修・メンタルヘルス研修等）
(9)国派遣	1 名	厚生労働省
(10)その他派遣	2 名	滋賀県市町村職員研修センター、滋賀県後期高齢者医療広域連合

６ 福利厚生の状況

（条例第3条第5号関係）

（1） 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況

区　　分	受診対象者数	受診者数	受 診 率
一般定期健康診断	1,048 人	992 人	94.7 %
生活習慣病予防健診	703 人	668 人	95.0 %
胃部検診	719 人	373 人	51.9 %
大腸検診	712 人	383 人	53.8 %
子宮頸部検診	320 人	148 人	46.3 %
乳房検診	154 人	107 人	69.5 %
特定保健指導（共済組合指定）	50 人	50 人	100.0 %

（2） 公務災害及び通勤災害の認定件数

加　入　団　体	公務災害	通勤災害
地方公務員災害補償基金滋賀県支部	16 件	0 件

（3） 近江八幡市職員互助会の状況

職員互助会は、地方公務員法第42条に基づく職員の福利厚生制度の増進及び共済制度の確立を目的として、市条例に基づき、職員の福利厚生に関する事業や医療等に関する給付等の事業を実施するために組織された団体で、「近江八幡市職員互助会」と「近江八幡市立総合医療センター互助会」の2つがあります。市職員互助会の会員で総合医療センターに勤務する職員は、2つの互助会に重複加入しています。2つの互助会ともに、会員の元気回復、文化教養の向上、健康の保持増進、余暇を有意義に活用する事業等を実施しています。

また、滋賀県環境保全事業である淡海エコフォスター制度の趣旨に賛同し、道路清掃等のボランティア活動も積極的に実施しています。

なお、職員互助会の事業は、職員が個々に負担する「会費」と市からの「補助金」等の収入で運営していますが、事業実施にあたっては、昨今の社会情勢や市の厳しい財政状況から見直しを実施しており、今後も適合性のある健全な互助会運営に努めてまいります。

平成21年度からは、市互助会の事業内容が見直され市補助金の算定基準を補助対象事業の1/2を限度とするよう改正を行っています。

	市職員互助会	総合医療センター職員互助会
会員数（H23.4.1現在）	1,122 人	652 人 （うち市職員互助会員 503人）
会費（H22年度）	給料 × ４．０／1000	給料 × ５．０／1000
（※参考 H21年度）	給料 × ４．０／1000	給料 × ５．０／1000
補助金（H22年度）	補助対象事業費 × １／２	定額
（※参考 H21年度）	補助対象事業費 × １／２	定額

＊職員互助会の主な事業　　※H21年度は旧近江八幡市のみ

・給付事業（慶弔関係、人間ドック助成等）
・文化体育事業（各種球技大会、映画チケット助成、観劇等）
・クラブ活動助成（体育クラブ １５クラブ ・ 文化クラブ 6クラブ）
・厚生事業（職員研修助成事業・リフレッシュ活動助成事業・ヘルスアップ支援事業）

７ 公平委員会の業務状況

（条例第5条関係）

（1） 勤務条件に関する措置の要求状況

該当なし

（2） 不利益処分に関する不服申し立ての状況

該当なし